

安全運航についての取り組み

やまさ海運株式会社

1. 安全に係る情報

① 安全に係る設備

○マルベージャ3

- ・救命胴衣：大人用 228着、子供用33着、幼児用6着、巨体用1着
- ・救命浮環：4個
- ・救命浮器：22名用11台
- ・無線設備：衛星電話、携帯型国際VHFトランシーバー
- ・非常用位置等発信装置：簡易型AIS（船舶自動識別装置）

○マルベージャ

- ・救命胴衣：大人用 232着、子供用40着、幼児用6着、巨体用1着
- ・救命浮環：4個
- ・救命浮器：22名用11台
- ・無線設備：衛星電話、携帯型国際VHFトランシーバー
- ・非常用位置等発信装置：簡易型AIS（船舶自動識別装置）

②緊急時の通信手段

- マルベージャ3 : 衛星電話・簡易VHF無線電話
- マルベージャ : 衛星電話・簡易VHF無線電話

③船舶検査受検状況

- マルベージャ3 : 令和6年7月26日受検
- マルベージャ : 令和7年1月10日受検

④損害賠償保険に関する内容

- ・船客傷害賠償保険賠償限度額：一人当たり1億円
- ・契約期間：令和7年4月1日～ 令和8年3月31日

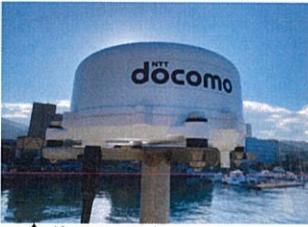
⑤安全向上に向けた自主的な取組

- ・会員5社にて構成される軍艦島観光船協議会の定例会を毎月1回開催し、長崎市ご当局と共に安全性向上に向けた対策を協議しています。

○無線設備と救命設備の設置状況



↑衛星電話 送受話器



↑衛星電話アンテナ



↑携帯型国際VHF
トランシーバー



↑非常用位置等発信装置
(簡易型AIS)



↓AISアンテナ



↑救命胴衣格納庫の一つ



↑救命浮器



↑救命浮環



↑救命胴衣の詳細

○主な船舶検査の実施状況



↑上架中の船首船底部



↑整備工場に陸揚中の主機関



↑オーバーホール中の主機関



↑抜出受検前のプロペラ



↑抜出受検前のプロペラ軸



↑整備・受検後の
プロペラ軸とプロペラ

⑥ 安全管理規程 運航基準(抜粋)

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行ない、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
元船二号桟橋	10 m/s 以上	1. 0m 以上	500m 以下
軍艦島(端島)ドルフィン桟橋	5 m/s 以上	0. 5m 以上	500m 以下

二 船長は、発航前において航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれのあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	15 m/s 以上	波高	2. 0m 以上
----	-----------	----	----------

三 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置、その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

二 前項に掲げる事態の発生するおそれのある、およその海上模様及び船体動搖は、次に掲げる通りである。

風速	波高	動搖
(船首尾方向の風を除く) 15 m/s 以上	2. 0m 以上	横揺れ 15度 以下

三 船長は、航行中周囲の気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらねばならない。ただし、基準経路の変更により目的地への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風速	15 m/s 以上	波高	2. 0m 以上
----	-----------	----	----------

四 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は、基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	500m 以下
----	---------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらねばならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
元船二号桟橋	10 m/s 以上	1. 0m 以上	500m 以下
軍艦島(端島)ドルフィン桟橋	5 m/s 以上	0. 5m 以上	500m 以下

⑦ 端島見学施設利用禁止基準

下記の基準第3条(1)の伊王島に設置された波高計のデータは、ナウファス(全国港湾海洋波浪情報網)をネット検索すれば確認できます。

資料 1

長崎市告示270号

端島見学施設利用禁止基準を次のように定める。

平成21年4月16日

長崎市長 田上富



端島見学施設利用禁止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、長崎市端島見学施設条例（平成20年長崎市条例第43号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、見学施設の利用を禁止する際の基準を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可事業者 条例第5条第1項の許可を受けた者をいう。
- (2) 見学者 許可事業者の船舶により運送された者をいう。

(禁止の基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見学施設の利用を禁止する。

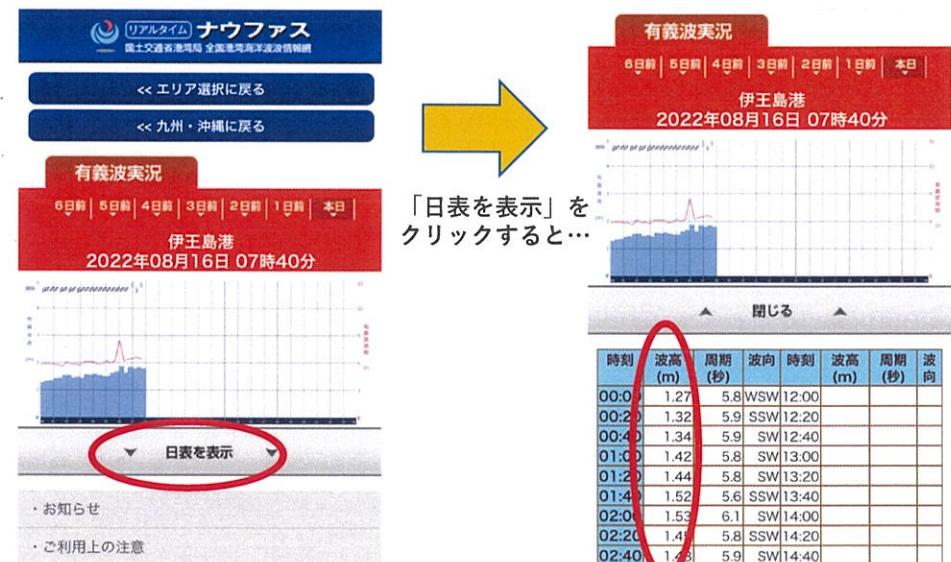
- (1) 伊王島沖に設置された波高計の測定値が、0.5メートルを超えるとき。
- (2) 許可事業者の船舶に設置された風速計の測定値が、端島周辺海域において5メートルを超えるとき。
- (3) 視程が、端島周辺海域において500メートルに達しないとき。
- (4) 許可事業者の運航する船舶の船長が、見学者が安全に下船できないと判断するとき。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年4月20日から施行する。



<日表の画面>

実証実験中の暫定措置として、
波高 0.80 m を越えると上陸
不可になります。

2. 安全方針と安全重点施策

安全方針（令和7年度）

- 一、 法令遵守の徹底による安全運航の確保
- 二、 災害、疾病の予防
- 三、 海洋環境の保護

安全重点施策（令和7年度）

「安全第一」

- 旅客の事故ゼロを目指すため、船内巡視、船内アナウンス、旅客誘導を徹底する。
- エンジントラブルゼロを目指すため、発航前検査を徹底する。
- 乗組員の不安全行動を撲滅するため、運航基準及び作業基準の遵守を徹底する。

「法令順守」

- 安全管理規程遵守のため、社内研修会を年4回実施する。
- 法令順守状況確認のため、経営管理部門が乗船し、月1回実地確認を実施する。
- 新規採用者の法令遵守のため、新規採用者研修を実施する。

安全統括管理者

：代表取締役、令和4年12月26日選任

運航管理者

：専務取締役、平成18年12月27日選任